富里市就学援助費支給規則

平成23年3月22日教育委員会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条 の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、当該児童及び生徒の就学に要する経費の一部 として就学援助費を支給することにより、義務教育を円滑に実施することを目的とする。

(対象者)

- 第2条 就学援助費の支給を受けることができる者は、富里市内に住所を有し、かつ、富里市立の小学校又は中学校に在籍する学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒(以下「児童及び生徒」という。)又は教育長が特別の事情があると認める児童及び生徒の内、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒の保護者(児童及び生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のいないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)とする。なお、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条に規定する区域外就学が認められている児童及び生徒については、関係教育委員会と協議のうえ決定する。
 - (1) 保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項 に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)であり,第7条の 規定により認定を受けている児童及び生徒(以下「要保護児童生徒」 という。)
 - (2) 前号に準ずる程度に困窮しているとして,第7条の規定により認定を受けている児童及び生徒(以下「準要保護児童生徒」という。) (就学援助費の支給)
- 第3条 就学援助費は、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒(以下「被認定児童生徒」という。)が在籍する学校の長(以下「校長」という。)を経由して、金銭又は現物により支給するものとする。
- 2 被認定児童生徒の保護者は、前項の就学援助費の支給に係る受領及び執行について、校長に委任するものとする。

(支給対象経費)

- 第4条 就学援助費の支給の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 要保護児童生徒に係る次に掲げる経費 ア 修学旅行費

- イ 医療費
- (2) 準要保護児童生徒に係る次に掲げる経費
 - ア 学用品費
 - イ 通学用品費
 - ウ 新入学児童生徒学用品費等
 - 工 学校給食費
 - 才 校外活動費
 - 力 修学旅行費
 - キ 通学費
 - ク 医療費
- 2 前項の対象経費の支給内容は、別表のとおりとする。ただし、支給額は毎年度国が示す単価を限度額とする。

(準要保護児童生徒の認定基準)

- 第5条 準要保護児童生徒として認定される者の基準は、当該児童及び生徒の保護者が次の各号のいずれかに該当し、その世帯員等(同一の家屋に居住する者及び別居であっても仕送り等で生計を支える者を含む。以下同じ。)の合計収入額が生活保護法第8条の規定に準じた当該世帯員等の合計需要額に1.5を乗じた額を下回るものとする。
 - (1) 生活保護法第26条の規定により保護の停止又は廃止を受けて3か月に満たない者
 - (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定 により市町村民税が非課税である者
 - (3) 千葉県県税条例(平成19年千葉県条例第1号)第46条第1項 の規定により個人事業税の減免を受けている者
 - (4) 富里市税条例(昭和31年条例第1号)第51条第1項の規定により市民税の減免又は同条例第71条第1項の規定により固定資産税の減免(ただし家屋新築の場合を除く。)を受けている者
 - (5) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条から第90条 の3までの規定により国民年金保険料の減免を受けている者
 - (6) 富里市国民健康保険税条例(昭和43年条例第13号)第27条 第1項の規定により国民健康保険税の減免を受けている者
 - (7) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定により児童扶養手当の支給を受けている者
 - (8) 世帯更正貸付補助金による貸付を受けている者
 - (9) 失業等により生活が困窮していると認められる者

- (10) 学校納付金や学校給食費等の納付が滞り、被服や学用品等の仕度に不自由している等生活状況の困窮が顕著であると認められる者
- 2 前項の世帯員等の合計収入額は、原則として世帯員ごとの当該年次 の前年の収入の合計額及び遺族年金、児童扶養手当、失業給付、養育 費その他教育委員会が認める諸収入を合算した額とする。ただし、次 条第1項の申請をする際に収入額等に変化が生じているときは、当該 年の見込額とする。

(申請)

- 第6条 就学援助費の支給を受けようとする保護者は、要保護・準要保護児童生徒認定申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添付し、校長を経由して教育委員会に申請しなければならない。ただし、教育委員会が認めるときは、添付書類の全部又は一部を省略することができる。
- 2 校長は、前項の申請があったときは、学校状況調査票(別記第2号様式)を作成し、協力機関が作成した生活状況調査票(別記第3号様式)とともに教育委員会に提出するものとする。ただし、被保護者及び被認定児童生徒の保護者の申請については、原則として生活状況調査票の作成は不要とする。

(認定又は却下)

第7条 教育委員会は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否を要保護・準要保護児童生徒認定通知書 (別記第4号様式)又は要保護・準要保護児童生徒認定却下通知書 (別記第5号様式)により、校長を経由して当該申請者に通知するものとする。

(認定期間)

- 第8条 被認定児童生徒の保護者が就学援助費の支給を受けることができる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 認定を受けようとする年度の4月30日までに第6条第1項の規 定による申請があったとき 当該年度の4月1日から3月31日まで
 - (2) 認定を受けようとする年度の5月1日以降に第6条第1項の規定 による申請があったとき 申請のあった日の属する翌月の初日から当 該年度の3月31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める場合は、 同項に規定する期間を変更することができる。

(支給台帳の調製及び完了報告)

- 第9条 校長は、被認定児童生徒ごとに就学援助の支給状況について就 学援助費個人支給台帳(別記第6号様式)を調製し、他の関係書類と ともに整理保存するものとする。
- 2 校長は、当該年度の就学援助費の支給が完了したときは、速やかに 就学援助費個人支給台帳を教育委員会に提出するものとする。
- 3 教育委員会は、必要な範囲内で就学援助費に係る使途明細の報告を、 校長を通じて被認定児童生徒の保護者に求めることができる。

(事情変更の届出)

第10条 被認定児童生徒の保護者は、第6条第1項の規定により申請した内容に変更があったときは、就学援助異動報告書(別記第7号様式)により、速やかに校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し)

- 第11条 教育委員会は、被認定児童生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
 - (1) 要保護・準要保護児童生徒認定辞退届(別記第8号様式)が提出 されたとき。
 - (2) 被認定児童生徒が死亡したとき。
 - (3) 被認定児童生徒が他市町村へ転出若しくは富里市立の小学校又は中学校以外の学校へ転学したとき。
 - (4) 虚偽その他不正の手段により認定を受けたとき。
 - (5) その他教育委員会が認定の取消しを必要と認めたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、要保護・準要保護児童生徒認定取消通知書(別記第9号様式)により、校長を経由して当該被認定児童生徒の保護者に通知するものとする。

(給付費用の返還)

第12条 教育委員会は、前条第1項第4号の規定により認定を取り消したときは、期限を定めて、既に支給した就学援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(協力機関との協力)

第13条 教育委員会は、就学援助に係る認定その他の処分について、福祉事務所の長又は民生児童委員等に協力を求めることとし、処分を決定したときは、福祉事務所の長又は民生児童委員等へ連絡するものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月29日教委規則第1号)

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月22日教委規則第12号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、別記第5号様式及び別記第9号様式の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月23日教委規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

種類		支給額	内容
学用品費		要保護児童生徒	児童又は生徒が通常必要とする学
		援助費補助金に	用品の購入費
		係る国の予算単	
		価(以下この表	
		において「予算	
		単価」とい	
		う。) の額	
通学用品費		予算単価の額	小学校又は中学校の第2学年以上
			の学年に在学する児童又は生徒が
			通常必要とする通学用品の購入費
新入学児童生徒学用品		予算単価の額	小学校又は中学校に入学する者が
費等			通常必要とする学用品及び通学用
			品の購入費(4月認定に限る。)
学校給食費		経費の全額	学校給食法(昭和29年法律第160
			号) 第11条第2項に規定する学校
			給食費
校外活動費 名	宿泊を伴わ	予算単価の額	児童又は生徒が宿泊を伴わない校
7	ないもの		外活動に参加するために直接必要

);
			な交通費及び見学料
	宿泊を伴う	予算単価の額	児童又は生徒が宿泊を伴う校外活
	もの		動に参加するために直接必要な交
			通費及び見学料(学年を通じて1
			回に限る。)
修学旅行費		経費の全額	児童又は生徒が修学旅行に参加す
			るために直接必要な交通費, 宿泊
			費,見学料及び均一に負担すべき
			こととなるその他の経費(小学校
			又は中学校を通じてそれぞれ1回
			に限る。)
通学費		経費の全額	片道の通学距離(児童又は生徒の
			居所付近にある一般乗合旅客自動
			車停留所からそれぞれ在籍する学
			校所在地の停留所までの片道の路
			線距離をいう。)が、小学校にお
			いては4㎞以上,中学校において
			 は6km以上の場合で,バスを利用
			 して通学する場合の交通費(通学
			定期乗車券代)。ただし、特別支
			援学級の児童又は生徒及び小学校
			又は中学校に就学する学校教育法
			施行令第22条の3に規定する程
			度の障害に該当する児童又は生徒
			に係る通学費については、通学距
			離を問わないものとする。
 医療費		経費の全額(医	学校保健安全法施行令(昭和33年
			政令第174号)第8条に規定する疾
			病の治療に要する経費
		に加入している	/// / IH/MITA / VILK
		場合にあって	
		は、被保険者と	
		は、松保険省としてその保険者	
		から給付を受け	

る額を控除した	
額とする。)	

備考 学用品費及び通学用品費は、年額であり、年度途中から就学援助費の支給を開始する場合は、月割で算定して得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

様式(省略)